

長野県告示第176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
ウエルシア薬局 小諸市御幸町店	小諸市御幸町1丁目2番26号	平成30年3月1日
こまち薬局	佐久市佐久平駅北23-1	平成30年3月1日
すみよし薬局	上田市住吉310-18	平成30年3月1日
訪問看護ステーションしなのぐらし	上高井郡小布施町小布施1225-1	平成30年3月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
波田サン・マウント薬局 松本市波田4417-188	あい波田薬局 松本市波田4417-188	平成29年12月25日

保健・疾病対策課

長野県告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
医療法人四方会西丸医院	中野市小田中213-1	平成30年3月31日
あい波田薬局	松本市波田9818-5	平成29年12月25日
ふじもり薬局	松本市南松本1-4-9-102	平成29年12月18日

保健・疾病対策課

長野県告示第179号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により決定したハヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、松本地域振興局及び諏訪地域振興局並びに塩尻市役所及び岡谷市役所において縦覧に供します。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

Table with 2 columns: Name and Type, Location. Row 1: 高ボッチ山園地, [Region] 岡谷市横川山及び塩尻市旧塩尻

- 2 変更した事項
事業の規模(拡大)

自然保護課

長野県告示第180号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第181号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第182号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
土流の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第183号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第184号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第185号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下水内郡栄村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第186号

上田市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間
平成30年1月23日から平成30年3月16日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第187号

佐久市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量(佐久市都市計画基本図整備)
- 2 作業期間
平成29年10月21日から平成30年2月13日まで
- 3 作業地域
佐久市

建設政策課

長野県告示第188号

安曇野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 写真地図（レベル1,000）

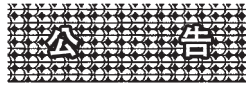
2 作業期間

平成29年4月17日から平成30年1月31日まで

3 作業地域

安曇野市

建設政策課



公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
更埴漁業協同組合	千曲市上山田温泉2丁目11-3	内共第1号

2 変更の内容

第6条第1項第2号の表の小学生以下の者の項中「小学生」を「中学生」に改め、同表の中学生の項を削る。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成30年4月1日

園芸畜産課

公告

県営南向地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業

2 工事の着手年月日

平成25年6月14日

3 工事の完了年月日

平成29年11月14日

農地整備課

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

諏訪都市計画駐車場 駅前市営駐車場

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び諏訪市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月8日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類

伊那都市計画用途地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び伊那市役所

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年3月8日